

石川県公報

平成 28 年 5 月 30 日 (月曜日)

号 外

(第 52 号)

目 次

規 則

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 1

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十四年石川県規則第六十七号) の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第二号の表二階の項及び三階の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の項中「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備 (同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると思われるものに限る。) を有する付室」を「付室 (階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第三項第一号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

